別添

（条例第８条関係　特定公契約特約条項）

特定公契約特約条項

（総則）

第１条　この特約条項は、この特約条項が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなす。

２　奈良県及び本協定の受注者は、本協定が奈良県公契約条例（平成 26 年７月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成 26 年 10 月奈良県規則第 33 号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和 39 年５月奈良県規則第 14 号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本協定を誠実に履行しなければならない。

３　この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

（関係法令の遵守）

第２条　受注者は、条例第６条第２号の規定に基づき、本協定の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。

(1) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第４条第１項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第３条に規定する最低賃金額（同法第７条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第３条第４項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

(4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第４条第１項に規定する被保険者について、同法第７条の規定による届出を行うこと。

(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第４条の２第１項の規定による届出を行うこと。

（特定公契約履行責任者の選任）

第３条　受注者は、条例第９条及び施行規則第７条の規定に基づき、協定締結後速やかに、特定公契約履行責任者１人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。

２　受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。

３　受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

（特定労働者への明示）

第４条　受注者は、条例第 10 条及び施行規則第８条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。

(1) 本協定が条例に規定する特定公契約であること。

(2) 受注者及び下請負者等は、本協定の履行について、第２条各号に掲げる事項の遵守を約していること。

(3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本協定の履行について、第２条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。

２　前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。

３　奈良県は、第１項の規定による明示の状況を確認するものとする。

４　奈良県及び受注者は、第１項第３号による申出を受けたときは、誠実に対応しなけ

ればならない。
５　奈良県及び受注者は、本協定に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本協定の履行について第２条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
６　受注者は、労働者が第１項第３号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（下請負者等への明示及び指導）
第５条　受注者は、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第 11 条の規定に基づき、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。
⑴ 下請負者等は、本協定の履行について、第２条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
⑵ 下請負者等は、条例第 12 条の規定に基づき、本協定に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
⑶ 下請負者等は、条例第 13 条から第 15 条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
⑷ 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本協定の履行について第２条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
⑸ 下請負者等が、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
２　受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
３　受注者は、条例第 11 条第２項の規定に基づき、下請負者等が本協定の履行について第２条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

（賃金支払状況等の報告）
第６条　受注者は、条例第 12 条及び施行規則第９条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。
２　受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
３　前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

（説明等の要求）
第７条　受注者は、条例第 13 条及び施行規則第 10 条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。
２　前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
３　前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

（立入調査）
第８条　奈良県は、条例第 14 条第１項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第 11 条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。
２　受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。
３　受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。
４　奈良県は、条例第 14 条第１項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第 14 条、施行規則第 11 条及び前３項の例による。

（措置報告）
第９条　奈良県は、条例第 15 条第１項及び施行規則第 12 条第１項の規定に基づき、本協定の履行について、第２条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。
２　受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第 15 条第２項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
３　受注者は、第１項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第 15 条第３項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
４　前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
５　受注者は、第２項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（文書の保存）
第 10 条　受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本協定の履行完了後２年間保存しなければならない。

（個人情報の取扱い）
第 11 条　受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

（提出書類の様式）
第 12 条　この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

（その他）
第 13 条　条例、施行規則、奈良県契約規則、本協定及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。